

財団法人テクノエイド協会からのお知らせ

平成 22 年 3 月 1 日

平成 22 年度から認定補聴器技能者の養成制度が変わります

一、改正の目的

認定補聴器技能者の養成講習を拡充・改善し、安全で最善の補聴効果を得ることができる補聴器の販売及び使用指導を行なうために必要な、認定補聴器技能者の知識及び技能の向上を図るとともに、養成期間を短縮して認定補聴器技能者養成の促進に資することを目的とする。

なお、養成講習の拡充・改善を行うに当たっては、第 期養成課程に e ラーニングを採用するなどその実施方法を検討し、受講者の負担の軽減を図る。

二、主な改正事項

1. 養成対象者の拡大

養成講習を受講できる者は、高等学校卒業以上の学歴を有する者とする。

なお、大学、専門学校等において、養成講習課目の全部又は一部に相当する課目の単位を取得している者及び言語聴覚士の資格を取得している者については、それぞれ養成講習課目の一部について、その受講及びその課目に関する修了試験を免除する措置を講ずる。

2. 養成講習の拡充・改善及び養成期間の短縮

必修及び選択の指定講習を廃止するとともに、3 年及び 2 年の実務経験期間を資格取得要件から削除し、認定補聴器技能者の養成講習は、当協会が一元的に実施することとして、講習内容の拡充・改善を図るとともに、養成期間を逐次 6 年から 4 年に短縮する。(3.認定補聴器技能者養成課程 新旧対比表参照)

ただし、平成 21 年度以前に旧制度の補聴器技能者講習を修了している者については、経過措置として下記 4 の(1)又は(2)のとおり、平成 22 年度に旧制度の選択指定講習を受講して所定のポイント取得し、必修指定講習を修了して、

平成 22 年以降の認定補聴器技能者認定試験（以下「認定試験」という。）を受験できることとする。

また、平成 22 年度に認定補聴器技能者資格の更新申請を行う者は、同様に平成 22 年度限りの経過措置として、その更新申請前に、旧制度の選択指定講習を受講して所定のポイントを取得しなければならないこととする。

3. 認定補聴器技能者養成課程 新旧対比表（3.別紙）

4. 旧制度の認定補聴器技能者養成講習の一部を修了している者についての経過措置

すでに旧制度の認定補聴器技能者養成講習の一部を修了している者（平成 21 年度以前に補聴器技能者基礎講習等を修了している者）が、今回の改正により認定試験の受験時期等について、不利益な取扱を受けることとならないよう以下の経過措置を講ずる。

（4.別表 認定補聴器技能者養成事業 経過措置スケジュール表参照）

(1) 平成 20 年度以前に補聴器技能者講習を修了している者

平成 22 年度の 9 月末日までに、(ア)旧制度の選択指定講習を受講して所定のポイントを取得し（すでに所定のポイントを取得している者を除く。）(イ)旧制度の必修指定講習 を修了して（すでにこの講習を修了している者を除く。） 同年度以降の認定試験を受験できる。

(2) 平成 21 年度に補聴器技能者講習を修了している者

平成 22 年度末までに、(ア)旧制度の選択指定講習を受講して所定のポイントを取得し（すでに所定のポイントを取得している者を除く。）(イ)旧制度の必修指定講習 を修了して、平成 23 年度以降の認定試験を受験できる。

(3) 平成 20 年度以前に旧制度の補聴器技能者基礎講習を修了している者（前記(1)及び(2)に該当する者を除く。）

(ア)平成 22 年度に新制度の第 期養成課程中のスクーリングを修了し、(イ)同年度に新制度の第 期養成課程を修了し、(ウ)平成 23 年度に新制度の第 期養成課程を修了し、(エ)平成 24 年度に新制度の第 期養成課程を修了して、同年度以降の認定試験を受験できる。

(4) 平成 21 年度に旧制度の補聴器技能者基礎講習を修了している者

(ア)平成 22 年度に新制度の第 1 期養成課程中のスクーリングを修了し、
(イ)平成 23 年度に新制度の第 1 期養成課程を修了し、(ウ)平成 24 年度に新制度の第 1 期養成課程を修了し、(エ)平成 25 年度に新制度の第 1 期養成課程を修了して、同年度以降の認定試験を受験できる。

(5) 平成 22 年度に認定補聴器技能者資格を更新しようとする者

平成 22 年度に認定補聴器技能者資格を更新しようとする者は、その更新申請前に、旧制度による所定の選択指定講習を受講して所定のポイントを取得しなければならないこととする。

5. 平成 23 年度以降の年度において、認定補聴器技能者資格を更新しようとする者に対する講習

平成 23 年度以降の年度において、認定補聴器技能者資格を更新しようとする者は、その更新申請前に、認定補聴器技能者の知識及び技能の向上、適正な補聴器の販売及び使用の推進等を目的として実施する、所定の講習を修了しなければならない。

(注)講習課目、講習の実施方法、旧制度において取得している選択指定講習のポイントの取扱い等について、検討中

三、各種講習、認定試験及び認定資格の更新の実施要綱の公表時期

平成 22 年以降の各年度において実施する第 1 期養成課程から第 2 期養成課程までの各種講習及び認定補聴器技能者を対象とする講習のうち、その年度の 9 月までに実施又は実施を開始する講習の実施要綱は、原則として、その年度の 4 月 1 日に、10 月以降に実施する講習並びに認定試験及び認定資格の更新の実施要綱は、原則として、その年度の 8 月 1 日に、協会のホームページにおいて公表する。

なお、4 月 1 日又は 8 月 1 日にその実施要綱の公表が困難な講習については、4 月 1 日又は 8 月 1 日にその公表予定日を協会のホームページにおいて公表する。

(注)実施要綱には、受講等の申請に必要な申請期日、講習等の実施期日及び実施場所、受講料、受験料、更新料、申請手続等を記載

四、 本件の内容に関するお問い合わせ先

財団法人テクノエイド協会 試験研修部

TEL : 03 - 3266 - 6882

FAX : 03 - 3266 - 6885

E-mail:shiken@techno-aids.or.jp

3. 別紙

認定補聴器技能者養成課程 新旧対比表

(注) 1時限 = 45分

	新制度(平成22年度から)		旧制度		
第1年度	第 期養成課程		↑	補聴器技能者基礎講習 1.講義 10課目 20時限 2.実習 4課目 20時限	
	1.eラーニング(在宅学習)				
	ア 講義 20課目	40時限			
	イ 実技解説 3課目	6時限			
	2.スクーリング(集合講習)				
	ア 講義 2課目	6時限			
	イ 実技講習 3課目	9時限			
	ウ 第 期養成課程修了試験	4時限			
第2年度	第 期養成課程		↓	選択指定講習(関係団体等主催) 20ポイント(原則:1講座5ポイント) 3年間	
	集合講習				5日間
	1.講義 20課目	44時限			
	2.第 期養成課程修了試験				2時限
第3年度	第 期養成課程		↓	実務経験期間 3年	
	実技実習				40時間
	1.医事・薬事関連法規の理解と確認				2時間
	2.補聴器フィッティングのための聴力測定				10時間
	3.耳型				8時間
	4.補聴器の選択と調整・アフターケア				18時間
	5.衛生管理	2時間			
第4年度	第 期養成課程		↑	1.必修指定講習 (NPO主催) 3課目検定 2.補聴器技能者講習 ア 講義 20課目 44時限 イ 補聴器技能者講習修了試験 2時限	
	補聴器の適正な販売・使用を推進する為の都道府県またはその他の地域ごとに行う集合講習				1日
	認定補聴器技能者試験				
第5年度			↑	選択指定講習(関係団体主催) 10ポイント(原則:1講座5ポイント) 2年間 実務経験期間 2年	
第6年度			↓	必修指定講習 (NPO主催) 6時限 認定補聴器技能者試験	

4.別表 認定補聴器技能者養成事業 経過措置スケジュール表 平成22年3月1日現在

	2010年(平成22年) 期開始	平成21年基礎講習修了者	平成20年基礎講習修了者	平成19年以前 基礎講習修了者	平成21年 技能者講習修了者	平成20年以前 技能者講習修了者
	4年課程:新制度	5年課程:(基11)	5年課程:(基10)	6年課程:(基9以前)	6年課程:(第20回)	6年課程:(第19回以前)
平成22年4月						
平成22年5月		「財団法人テクノエイド協会からのお知らせ」 P3 4(4)				
平成22年6月	募集開始					(ア)旧制度の選択指定講習10ポイント
平成22年7月						(イ)旧制度の必修指定講習 (1日)
平成22年8月				期 スクーリング(2日間) (ア)		
平成22年9月	期 eラーニング 開始					
平成22年10月						
平成22年11月				期 集合講習(5日間)(イ)		認定技能者試験(実技試験無)
平成22年12月			期 集合講習(5日間) (イ)			
平成23年1月	期 スクーリング(2日間)					
平成23年2月						技能者資格取得
平成23年3月					← ポイント制 廃止 →	
平成23年4月						
平成23年5月			期 実習40時間 (ウ)			
平成23年6月						
平成23年7月						
平成23年8月						
平成23年9月						
平成23年10月						
平成23年11月		期 集合講習(5日間)				認定技能者試験(実技試験無)
平成23年12月	期 集合講習(5日間)					
平成24年1月						
平成24年2月						技能者資格取得
平成24年3月						
平成24年4月						
平成24年5月	期 実習40時間		期 地域ごとに行う集合講習(エ)			
平成24年6月						
平成24年7月						
平成24年8月						
平成24年9月						
平成24年10月						
平成24年11月					認定技能者試験(実技試験有)	
平成24年12月						
平成25年1月						
平成25年2月					技能者資格取得	
平成25年3月						
平成25年4月						
平成25年5月	期 地域ごとに行う集合講習					平成22年3月末でポイント制は廃止
平成25年6月						
平成25年7月						
平成25年8月						
平成25年9月						
平成25年10月						
平成25年11月						
平成25年12月						
平成26年1月						
平成26年2月						
平成26年3月						

ただし、平成22年度は移行期間として、技能者講習会修了者対象及び認定技能者対象は統合して存続。基礎講習会修了者対象は廃止する。